

審 査 基 準

1. 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が「最も高い者」を採択案件とする。なお、「各評価項目の得点合計が最も高い者」が複数となった場合には、仙台高等専門学校学生食堂業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、合議により決定する。

また、「各評価項目の得点合計が最も高い者」が提示した金額が本校が定める予定価格を上まわる場合、その他契約条件に合致しない場合には、次順位者以降の高順位者と契約を行う場合がある。

2. 審査方法

企画提案書に基づき、選定委員会において書面審査及びヒアリング審査（プレゼンテーション）を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

3. 評価方法

評価は、下記の各項目について次の評価基準による5段階評価とし、選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価基準】

書面審査（ヒアリング含む）

大変優れている＝5点

優れている＝4点

普通＝3点

やや劣っている＝2点

劣っている＝1点

4. 評価

（学生食堂）

- ① 事業実施に必要な人員及び組織体制が整っているか。
- ② 事業管理を適切に遂行できる体制を有しているか。
- ③ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有しているか。
- ④ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有しているか。
- ⑤ 献立作成の考え方、また、献立は適当な内容か。
- ⑥ メニューの料金設定は適当か。
- ⑦ 管理衛生体制と考え方は、本校に即応しているか。
- ⑧ 提案内容に対し妥当な経費か。